

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

農林水産省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
農林水産消費安全技術センター	事務及び事業の見直し 【食品等関係事業】 ○平成21年2月28日限りで、生系のJAS規格による格付業務を廃止する。	平成21年2月28日をもって、生系のJAS規格に基づく格付業務を廃止するため、従来、横浜センター及び神戸センターで実施していた当該業務を神戸センターに集約(H18.4.1～)するなど、所要の措置を計画的に実施している。	○	平成21年3月
	○内閣府において、「消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていく中で、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ検討し、平成19年度内に結論を得る。」としていたことから、この検討に合わせて農林水産消費安全技術センターと国民生活センターとの情報共有等、具体的な連携の在り方について検討し、平成19年度内に結論を得る。	平成20年3月3日付けで書面により、国民生活センターとの連携・協力の推進について両者間で合意済み。 具体的内容については、以下のとおり。 ・PIO-NET端末の設置等による情報の共有化 ・両機関の保有する技術等を活用した技術的な連携 ・研修会等への相互の講師派遣等	◎	平成20年3月3日
	組織の見直し			
	【非公務員化】 ○現中期目標期間終了時に改めて検討対象とする。	中期目標期間終了時の組織・業務全般の検討において対応する予定としている。	○	平成22年度中
	【支部・事業所等の見直し】 ○平成22年度末までに札幌センター小樽事務所を廃止する。	平成21年度末に廃止する。	○	平成22年4月
	○神戸センター大阪事務所及び岡山事務所を平成20年度末に廃止し、神戸センターに統合する。	平成20年度末に大阪事務所及び岡山事務所を廃止し、神戸センターに統合するため、新庁舎の建設や岡山事務所の所掌事務の一部を神戸センターに移管するなど、統合に向けて所要の措置を計画的に実施している。	○	平成21年4月
種苗管理センター	事務及び事業の見直し			
	【農作物の種苗の検査】 ○種苗業者が災害対策用に保管する園芸種子の検査業務を廃止する。	園芸種子需給安定措置要綱(昭和35年5月20日付け振局第1716号振興局長通知)の廃止に基づき、種苗業者が災害対策用に保管する園芸種子の検査業務を平成19年度末に廃止。	◎	平成20年3月
	【ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布】 ○ばれいしょ原原種生産の部分的な民間移行を検討する。	ばれいしょ原原種の部分的な民間移行について検討を進め、平成20年度から、新たに民間企業において生産意欲のある加工用新品種(アンドーバー)について、原原種生産の元だね部分の生産を民間企業に移行。種苗管理センターは民間企業からの依頼に応じて、隔離ほ場での増殖部分の協力を行う。	◎	平成20年6月
	組織の見直し 【法人形態の見直し】 ○先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する(平成23年4月)。	3法人統合を円滑に進めるため、各法人の理事長、理事で構成する3法人統合準備委員会を設置し、その下に実務的検討を行う3法人統合検討打合せ会議を設置して、業務、財務、労務等の各課題について検討を進めている。今後も統合による業務面の効果の発揮、人事・財務等の一体的な運営・管理について検討を進める。	○	平成23年4月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

農林水産省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
種苗管理センター	【支部・事業所等の見直し】 ○金谷農場及び知覧農場を廃止し、西日本農場に再編・統合する。	平成20年4月に知覧農場を廃止し、西日本農場に再編・統合。現在、金谷農場の西日本農場への再編・統合に向け、業務を移管中。	○	平成21年度末
	【組織体制の整備】 ○八岳農場のばれいしょ原産種生産配布業務の廃止に伴い用地を返還する。	ばれいしょ原産種生産配布業務の廃止に伴い用地返還手続きを進め、平成20年4月に用地の返還を完了。	◎	平成20年4月
	運営の効率化及び自律化			
	【自己収入の増大】 ○配布後に余剰となったばれいしょ原産種及び規格外品についても、種いも等として販売し自己収入を上げる方向で関係機関と協議する。	配布後に余剰となったばれいしょ原産種及び規格外品について、種いも等として販売し自己収入を上げる方向で関係機関と協議中。	○	平成20年12月
	【業務運営体制の整備】 ○コンプライアンス委員会を設置する。	法令遵守の徹底を図るためのコンプライアンス委員会を平成20年4月に設置。	◎	平成20年4月
家畜改良センター	事務及び事業の見直し			
	【家畜の改良増殖】 ○実験用ウサギの種畜供給業務を廃止する。	中期目標・中期計画において20年度末までに中止する予定であった実験用ウサギの種畜供給業務について、予定を1年前倒しし、19年度で廃止した。	◎	平成20年3月
	○みつばちに係る業務を廃止する。	既にみつばちに係る業務を取りやめているところであり、廃止に向けた事務手続についても、省内決裁等の手続を進めているところ。	○	平成20年9月
	【民間競争入札の適用】 ○中央畜産研修施設の管理・運営業務について、平成21年度より民間競争入札を導入する。	20年6月末に官民競争入札等管理委員会に対して民間競争入札実施要案を提出し、現在、協議を行っているところ。秋頃に当該要案を決定し、民間競争入札を実施する予定。	○	平成21年3月
	運営の効率化及び自律化			
【業務運営体制の整備】 ○コンプライアンス委員会を設置する。	20年度当初にコンプライアンス委員会を設置した。	◎	平成20年4月	
水産大学校	事務及び事業の見直し			
	【水産に関する学理及び技術の教授及び研究】 ○設置目的に沿った重点化等による講座数の削減等を平成21年度以降に実施する。	水産大学校の重要事項の協議を行う組織である、水産大学校運営会議の下に設けられた理事長を本部長とする業務改革推進本部が平成18年度に設置され、本件について検討を進めている。	○	平成23年3月
	組織の見直し			
	【組織体制の整備】 ○平成20年度から水産情報経営学科を水産流通経営学科に改組する。	業務方法書及び中期計画の変更手続きを行い、平成20年4月1日より改組した。	◎	平成20年4月
	運営の効率化及び自律化			
【業務運営体制の整備】 ○競争入札等推進委員会を設置する。	競争入札等推進委員会については、規程を制定し平成20年7月1日に設置した。	◎	平成20年7月	

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

農林水産省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
農業・食品産業技術総合研究機構	事務及び事業の見直し 【農業・食品産業技術研究等業務(試験及び研究並びに調査)、農業機械化促進業務】 ○農林水産省が地域ごとに設置する地域研究・普及連絡会議に参画し、研究課題設定において都道府県、大学、民間企業などとの役割分担を徹底する。	平成19年度から農林水産省が地域ごとに設置した地域研究・普及連絡会議に参画し、地域における研究開発に係るニーズを把握し、国の委託プロジェクトや競争的研究資金の研究課題提案に当たり、地域農業研究センター(独法)と都道府県、大学、民間企業などとの研究課題の役割を調整し、翌年度の研究の実施に当たり明確な役割分担を行った。	◎	平成20年3月
	○民間企業等における研究動向や研究成果の受益見込み等を踏まえ、独法が取り組むべき研究課題の重点化に向けた点検を平成20年度中に実施する。	研究課題の重点化に向けた点検として、中期計画の研究課題毎に個別点検を進め、今後、以下のスケジュールで点検を実施し、必要に応じて、研究課題や研究体制を見直すとともに、中期計画の変更の必要性も検討する。 ・8～10月 研究所毎に、個別点検の結果を踏まえ、横断的に点検する。 ・11～1月 本部において、研究所毎の点検結果を踏まえ、全研究課題を横断的に点検。	○	平成21年3月
	○育種技術や資源等を活用した実用的な品種開発のうち、民間での取組が効果的なものについては、民間育種を支援する観点から企業との連携を強化する。	研究課題の重点化に向けた点検の中で、品種開発における企業との共同研究などの連携手法について検討し、平成20年内に結論を得る。	○	平成20年12月
	【特例業務(株式の処分、債権の管理及び回収)】 ○平成27年度までに業務を廃止する。	株式処分については、当初17社あった出資会社のうち、19年度までに8社について清算又は株式売却を完了した。残りについても、経営状況や研究成果の活用見込みを専門家の意見を踏まえて分析し、適切な時期に株式処分を行う。 債権管理・回収については、期限の到来した貸付金は計画どおり確実に回収している。残る債権についても、27年度までに回収見込みである。	○	平成28年3月
	組織の見直し 【組織体制の整備】 ○民間との連携強化を図るため、対外的な研究・情報交流の場の提供、産学官連携コーディネーターの設置等、民間との共同研究の促進の条件整備を行う。	民間との共同研究の促進のため、①つくば本部と東京に産学連携コーディネータを設置(20年度中に各研究所にも設置予定)、②企業等を会員とする産学官連携ネットワークを新たに組織し、メールマガジンの配信や産学官連携セミナーの開催、③企業との共同研究に対する強化費の配分を実施した。	○	平成21年3月
	運営の効率化及び自律化 【自己収入の増大】 ○知的財産権について実施(利用)料率を見直す。	知的財産権の実施(利用)料率見直しに向け、実施契約の期限が到来したものから順次、利用料率の見直しを行う。	○	平成21年3月
	事務及び事業の見直し			
農業生物資源研究所	【生物資源の農業上の開発・利用に関する技術上の基礎的な調査・研究】 ○他の研究開発型の独立行政法人、大学、都道府県及び民間との役割分担を図りつつ、生物資源のゲノム研究を加速し、その成果を新たな生物産業の創出に向けた方向で、研究課題の重点化に向けた点検を平成20年度中に実施する。	研究課題の重点化に向けた点検として、9月までに中期計画の研究課題毎に点検を実施し、当該検討結果を所内に設置した研究重点化部会において平成20年中に取りまとめる。点検結果は、必要に応じて、研究課題や研究体制を見直すとともに、中期計画の変更の必要性も検討する予定。	○	平成21年3月

Ⅱ. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

農林水産省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
農業生物資源研究所	組織の見直し 【法人形態の見直し】 ○先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する(平成23年4月)。	3法人統合を円滑に進めるため、各法人の理事長、理事で構成する3法人統合準備委員会を設置し、その下に実務的検討を行う3法人統合検討打合せ会議を設置して、業務、財務、労務等の各課題について検討を進めている。今後も統合による業務面の効果の発揮、人事・財務等の一体的な運営・管理について検討を進める。	○	平成23年4月
	【支部・事業所等の見直し】 ○松本研究拠点、岡谷研究拠点の事務・事業をつくばに再編統合するとともに、松本地区は平成20年度末、岡谷地区は平成22年度末に廃止する。	所内に松本・岡谷再編統合対策チームを設置し、つくば地区の受入施設の整備、移転計画、松本・岡谷地区の財産の処分等を計画的に進めている。松本研究拠点の惣社地区の土地は20年度中に売却し、つくば地区の受入施設の整備に充てるべく手続きを進めている。	○	平成23年3月
	運営の効率化及び自律化 【自己収入の増大】 ○民間との共同研究による知的財産権の取得を促進するとともに、特許権等の譲渡・許諾料率の見直し、ジーンバンク事業の配布価格の見直しを実施する。	民間との共同研究による知的財産権の取得のため、各種展示会及び講演会等で研究成果を紹介し、民間企業等との積極的な共同研究の実施を図っている。特許権等の譲渡・許諾料率及びジーンバンク事業の配布価格見直しに向け、実施契約の期限が到来したものから順次、利用率や価格等の見直しを行う。	○	平成21年3月
農業環境技術研究所	事務及び事業の見直し 【農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査研究】 ○他の研究開発型の独立行政法人、大学、都道府県及び民間との役割分担を図りつつ、農業生産環境の安全性を確保するための研究課題の重点化に向けた点検を平成20年度中に実施する。	研究課題の重点化に向けた点検として、9月までに中期計画の研究課題毎に点検を実施し、当該検討結果を所内に設置した重点化検討委員会において、平成20年中に取りまとめる。点検結果は、必要に応じて、研究課題、研究体制の見直しや中期計画に反映させる。	○	平成21年3月
	組織の見直し 【法人形態の見直し】 ○先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する(平成23年4月)。	3法人統合を円滑に進めるため、各法人の理事長、理事で構成する3法人統合準備委員会を設置し、その下に実務的検討を行う3法人統合検討打合せ会議を設置して、業務、財務、労務等の各課題について検討を進めている。今後も統合による業務面の効果の発揮、人事・財務等の一体的な運営・管理について検討を進める。	○	平成23年4月
	運営の効率化及び自律化 【自己収入の増大】 ○土地や建物の利用計画のない期間において、外部に貸し付けることが可能となるよう規程を整備し、財産貸付収入の増加を図る。	所内における建物等の使用頻度や利用期間を整理した。今後、外部に貸付可能な建物等の選定を行い、貸付条件等を検討し、貸付に係る細則等の整備を行う。	○	平成21年3月
	○知的財産権の積極的な利活用を図るとともに、共同研究で外部資金を受け入れることができるよう規程を改正する(平成20年度施行)。	内閣府や総務省などが主催する産学官連携推進会議や、茨城県主催のいばらき産業大県フェアなどの知財関係の各種イベント等において、民間や都道府県において実用化される研究成果を提示し、知的財産権活用のための積極的な情報提供活動を行った。また、共同研究で外部資金を受け入れることができるよう規程の改正を行う。	○	平成21年3月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

農林水産省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
国際農林水産業研究センター	事務及び事業の見直し 【緑資源機構からの事業の承継】 ○緑資源機構の海外農業開発関連業務を国際農林水産業研究センターの設置目的の範囲内で承継する。	平成20年4月1日、(独)緑資源機構の海外農業開発関連業務を承継し、農村開発調査領域を設置した。	◎	平成20年4月
	【開発途上地域の農林水産業に関する技術上の試験研究】 ○海外における研究動向や研究成果の受益見込み等を踏まえ、他の研究開発型の独立行政法人、大学との役割分担を図りつつ、研究課題の重点化に向けた点検を平成20年度中に実施する。	研究課題の重点化に向けた点検として、中期計画の研究課題を構成するプロジェクト毎に検討を進めており、10月に全プロジェクトリーダーを参集した中間見直しのための会議を開催し、平成20年中に点検結果を取りまとめる。必要に応じ研究課題を見直すとともに、中期計画の変更の必要性も検討する予定。	○	平成21年3月
	○中国現地調整業務を廃止する。	20年度中の現地事務所の廃止に向け、手続を進めている。	○	平成21年3月
	○南米現地調整業務を廃止し、情報収集等業務を民間委託する。	現地調整業務を廃止し(20年3月)、20年6月1日に情報収集等の業務を民間委託した。	◎	平成20年6月
	○東南アジア現地調整業務の合理化を図り、賃金等を削減する。	東南アジア現地調整業務の合理化を図り、20年度は予算を削減して計上した。業務の機能は維持しつつ、業務量の見直しにより経費の削減を行う。	◎	平成20年4月
	【民間委託の推進】 ○研究成果の広報を国民に分かりやすく、かつ、効率的に実施するために、広報誌の編集等を外部委託する。	広報誌の編集業務等の外部委託を行う仕様を検討し、21年度業務から外部委託を実施予定。	○	平成21年度
	運営の効率化及び自律化			
【自己収入の増大】 ○自己収入の増大を図るため、刊行物の有料化を図る。	刊行物の有料化に向けた検討を開始し、価格・配布先との調整等を踏まえて、22年度から刊行物の有料化を予定。	○	平成22年度	
森林総合研究所	事務及び事業の見直し 【緑資源機構からの事業の承継】 ○緑資源機構の水源地造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業、緑資源幹線林道に係る債権債務管理及び保全管理業務を承継する。	独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律が施行され、平成20年4月から旧緑資源機構が行っていた事業の一部を承継したところであり、引き続き、適切な事業運営に努める。	◎	平成20年4月
	【研究の推進】 ○林業研究開発推進ブロック会議等を通じて、都道府県、大学、民間企業などの関係機関との連携を推進するとともに、課題設定においても役割分担を徹底する。	地域の研究ニーズの把握、主要研究成果の地域へのフィードバック等に重点的に取り組むよう、林業研究開発推進ブロック会議を改善し、都道府県等の関係機関との連携をより一層推進する。なお、産学官の連携については、関係学会等で構成する森林・木材・環境アカデミー及び林業関係中央団体が新たに発足させた産学官プラットホームの活動に関与することにより取り組んでいく。 また、森林総合研究所と都道府県林業研究機関で構成する林業試験研究機関協議会を通じて役割分担を徹底する。	○	平成21年3月
	○平成20年度に研究課題の重点化に向けた点検を実施する。	研究課題については、実行課題のレベルまで毎年度の全所研究推進評価会議において研究計画等についての点検を行っている。平成20年度においては、今中期目標期間の中間年であることから、主に重点課題を対象にして、研究基本計画の点検や見直しを実施することとしている。	○	平成21年3月

Ⅱ. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

農林水産省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
森林総合研究所	組織の見直し			
	【組織体制の見直し】 ○全国93か所に設置している試験林の3割減及び全国4か所に設置している増殖保存園の要員配置についての見直しを前倒しで実施する。	試験林については、平成18年度には7カ所を廃止し、平成19年度には当初4カ所の廃止を予定していたが、前倒しして11カ所を廃止したところである。 平成20年度以降についても、その必要性を検証しつつ、前倒しして廃止していくこととしている。 増殖保存園の要員配置については、平成19年度に1名の減員を実施し、平成20年度に平成21年度以降に予定していた1名の減員を前倒しして実施したところである。	○ ◎	平成23年3月 平成20年4月
	運営の効率化及び自律化			
	【業務運営体制の整備】 ○コンプライアンス委員会を設置する。	平成20年6月19日付けでコンプライアンス規程を整備し、施行したところであり、今秋を目途にコンプライアンス委員会を設置する。	○	平成20年10月
	【自己収入の増大】 ○出版物について対価徴収を行う。	平成19年度に当研究所の業務方法書を改訂し、報告書の作成及び配布等により、試験・研究等の成果の公表及び普及を行い、これらについて、適正な対価を徴収することができることとしたところであり、平成20年度については、出版物、写真等の対価の徴収のために必要な規程の整備を行うこととしている。	○	平成21年3月
水産総合研究センター	事務及び事業の見直し			
	【水産に関する技術の向上に寄与するための総合的な試験及び研究等】 ○水産業関係研究開発推進ブロック会議等を通じて、都道府県、大学、民間企業などの関係機関との連携を推進するとともに、課題設定においても役割分担を徹底する。	平成20年4月、企業、大学、関連団体等の連携をさらに推進するために水産技術交流プラザを開設し、定期的な企業向けセミナーの実施、民間企業との連携強化を図っている。また、毎年10～12月に開催される水産業関係研究開発推進ブロック会議等において、連携推進と課題の役割分担についての議題を設け、大学や民間からの情報収集に努めつつ一層の意見交換を図り、連携強化、役割分担を推進することとしている。	○	平成23年3月
	○平成20年度に研究課題の重点化に向けた点検を実施する。	平成20年度は、第2期中期計画の中間年であるため、課題毎の進捗状況を十分踏まえ、研究課題の重点化に向けた点検を実施している。	○	平成21年3月
	組織の見直し			
	【組織体制の整備】 ○平成20年度以降の調査船の全体運航計画を見直し、平成19年度中に調査船1隻を縮減する。	平成20年1月30日に探海丸の除籍のための主務大臣の認可を得て、2月26日に売買契約締結、3月31日に引き渡し、縮減した。	◎	平成20年3月
	運営の効率化及び自律化			
	【業務運営体制の整備】 ○外部アドバイス制の導入や船員による点検・修理の実施によりドック費用を削減する。	船舶の点検・修理に当たっては、船舶職員以外の専門家のアドバイスを心得、本部、当該船舶の船舶職員間で意見交換を図り、必ずしも緊急でないと判断されるものについては、点検・修理を先送りすると共に、船員自ら可能な修理等については取り組んでいくことにより、ドック費用の削減を図っている。	◎	平成21年3月
	○通信回線契約の見直しにより経費削減を図る。	通信回線の利用計画については、平成19年12月19日に一般競争入札を実施し、平成20年度の利用料は、従前より概ね年間700万円の経費削減が見込める状況である。	◎	平成21年3月
【自己収入の増大】 ○各種利用料の見直しを行う。	施設の貸し付け、講演、鑑定、委託出張等について、他の独法の利用料を徴収状況等の情報を収集し、平成20年度前半までに利用料の見直し方向について検討する。また、特許許諾料の増収に資するため、平成20年4月から企業向けセミナーを実施している。	○	平成21年4月	

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

農林水産省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
農畜産業振興機構	事務及び事業の見直し 【畜産関係業務】 ○事業実施主体の公募方式を導入する。	平成20年度実施の事業から、事業実施主体の公募方式を導入。	◎	平成20年2月
	○保有資金について、これまでの支出実績等を踏まえ、国からの交付金を極力抑制し、保有資金の規模拡大を抑制する。	国から機構へ交付される平成20年度の交付金を214億円削減するなど、保有資金の規模拡大を抑制。	◎	平成20年3月
	【野菜関係業務】 ○重要野菜等緊急需給調整事業及び指定野菜価格安定対策事業について、農畜産業振興機構への機能・実施体制の集約を行う。	全国野菜需給機構が実施している重要野菜等緊急需給調整事業について、平成21年4月に農畜産業振興機構に機能・実施体制の集約を行うため、全農等関係者との調整を随時実施。 指定野菜価格安定対策事業については、従来農林水産省で行っていた指定野菜の供給計画と出荷実績との乖離の度合いの認定業務を、平成20年4月から農畜産業振興機構に移管。	○ ◎	平成21年4月 平成20年4月
	【蚕糸関係業務】 ○現行の中期目標期間の終了時に、廃止する。	生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律（平成20年4月11日公布、即日施行）により、蚕糸関係業務は全て廃止（平成20年度は、廃止法施行までの間についても、蚕糸関係業務は実質的に実施せず。）。	◎	平成20年4月
	【糖価調整業務】 ○国産てん菜糖に対する交付金の交付対象数量に上限を設定する。	国産てん菜糖に対する交付金については、平成19年産から交付対象数量の上限を64万トンに設定。	◎	平成19年10月
	【情報収集提供業務】 ○調査テーマの重点化や情報収集提供を行う組織体制の再編等により、業務の徹底した効率化を図る。	業務の効率化を図る観点から、調査テーマの重点化として、月報掲載テーマの絞り込みや一部委託調査の削減を実施するとともに、組織体制の見直しとして、品目横断的かつ国内外一体的に情報収集提供業務を行う体制に平成20年4月に再編。（2部3課→1部2課、▲4名）	◎	平成20年4月
	組織の見直し			
	【支部・事業所等の見直し】 ○東京、千葉、横浜、名古屋、大阪、岡山、福岡、宮崎の各事務所等を廃止する。また、札幌、鹿児島、那覇の各事務所については、次期中期目標期間中に、その業務実績等を踏まえ、その在り方について検討し、必要に応じ見直しを行う。	業務の電算処理システム化を推進し、平成20年1月に10カ所あった地方事務所等について、3カ所（札幌、鹿児島及び那覇）に再編・合理化。 札幌、鹿児島、那覇の各事務所については、交付金交付業務の実績等を踏まえ、その在り方について平成24年度までに検討し、必要に応じ見直し。	◎	平成20年1月
	運営の効率化及び自律化			
	【業務運営体制の整備】 ○コンプライアンス委員会を設置する。	平成20年4月にコンプライアンス委員会を設置。	◎	平成20年4月
農業者年金基金	事務及び事業の見直し 【農業者年金事業】 ○委託業務 ①特別相談活動事業を廃止する。	平成19年度末をもって廃止した。	◎	平成20年3月
	②個々の委託先における業務の実施状況や効果の検証を行った上で、それぞれの委託費を、業務実態等を踏まえた適正な額とし、委託費全体の削減を図る。	業務委託費について、業務量を反映した配分となるよう見直しを行うとともに、業務の実態を踏まえた適切な額とし、計画的な削減に取り組む。	○	平成24年4月

Ⅱ. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

農林水産省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
農業者年金基金	③制度普及活動については、経済性・有効性を高める観点から、効果の高い活動事例を活用した普及活動を積極的に推進すること等により重点化し、メリハリの効いた効率的な普及活動を実現する。	効果の高い活動事例を活用した制度普及活動を推進するとともに、認定農業者や家族経営協定締結者などに重点化した加入推進活動などのメリハリの効いた活動を行う。	○	平成21年4月
	組織の見直し			
	【支部・事業所等の見直し】 ○北海道(札幌市)と九州(熊本市)にある地方連絡事務所を平成22年度までに廃止する。	九州連絡事務所については平成20年度末までに、北海道連絡事務所については平成22年度末までに、それぞれ廃止する。	○	平成23年3月
	運営の効率化及び自律化			
	【業務運営体制の整備】 ○コンプライアンス委員会を設置する。	コンプライアンス委員会を平成20年3月に設置した。	◎	平成20年3月
	○契約審査委員会を設置する。	平成20年2月に契約審査委員会を設置した。	◎	平成20年2月
農林漁業信用基金	事務及び事業の見直し			
	【林業寄託業務】 ○平成20年度から施業転換資金部分を廃止し、貸付枠を38億円から20億円以下に縮減する。	平成20年度予算において、施業転換資金部分を廃止するとともに、貸付枠を17億円に設定した。	◎	平成20年4月
	○寄託原資の調達について、後年度負担・政府保証を抑制する観点から、平成20年度より民間からの長期借入方式から政府の出資方式へ段階的に移行する。	寄託原資の調達について、後年度負担・政府保証を抑制する観点から、利子負担の伴う民間金融機関からの長期借入方式から政府による出資方式へ平成20年度から3ヶ年で段階的に移行することとし、平成20年度予算において、政府出資金5億円を措置した。	○	平成22年度
	【農業信用保険業務】 ○平成20年度から保険料率の見直しを実施する。	平成20年7月から保険料率の引上げを実施した。	◎	平成20年7月
	【漁業信用保険業務】 ○平成20年度から保険料率の見直しを実施する。	平成20年4月から保険料率の引上げを実施した。	◎	平成20年4月
	【林業信用保証業務】 ○平成20年度から100%保証の対象をより政策性の高いものに限定し、部分保証の対象を拡大する。	平成20年6月から100%保証の対象を法定計画認定者に係る資金、間伐の実施に係る資金等政策性のより高いものに限定し、部分保証の対象を拡大した。	◎	平成20年6月
	【漁業信用保険業務】 ○平成20年度から経営安定資金に部分保証(80%)を導入する。	平成20年4月から経営安定資金に部分保証(80%保証)を導入した。	◎	平成20年4月
【農業・漁業災害補償関係業務】 ○共済団体等に対する貸付けについて、民間による融資を促すための積極的な情報開示を行うとともに、民間融資の活用及びセーフティーネットとしての法人の役割について周知・指導を行う。	平成19年1月から前倒しで、共済団体等の会議の場において、共済団体等に対する貸付けについて、民間による融資を促すための積極的な情報開示を行うとともに、民間融資の活用及びセーフティーネットとしての法人の役割について周知・指導を励行している。	◎	平成19年1月以降、周知・指導を励行	

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

農林水産省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
農林漁業信用基金	組織の見直し 【組織体制の整備】 ○平成20年度末までに検討することとされている国の農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済再保険特別会計の統合の検討状況を踏まえ、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合する。	平成20年度末までに検討することとされている国の農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済再保険特別会計の統合の検討が行われていることを踏まえ、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合について、平成20年1月に「農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る組織体制の整備等に関する検討会」を設置し、検討を開始した。	○	国の特別会計統合後速やかに
	運営の効率化及び自律化 【業務運営体制の整備】 ○契約審査委員会を設置する。	平成19年12月12日から前倒して契約審査委員会を設置した。	◎	平成19年12月
	○コンプライアンス委員会を設置する。	平成20年1月からコンプライアンス委員会を設置した。	◎	平成20年1月
緑資源機構	事務及び事業の見直し 【緑資源幹線林道事業】 ○独立行政法人の事業としては廃止する。	独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律が施行され、独立行政法人が実施する事業としては廃止した。	◎	平成20年4月
	【水源林造成事業】 ○費用便益分析の方法の在り方について抜本的に検討するとともに、水源林造成事業が国有林野事業の一部を移管する独立行政法人に承継される予定の平成22年4月の前までに、事業の在り方がより適切なものとなるよう抜本的に見直す。	事業効果に関する知見の蓄積を図るため、費用便益分析の公益的機能の評価手法について、代替法以外の適用可能性、評価手法の確立を図るため、林野庁において調査を実施することとしている。 また、森林総合研究所中期計画において、「水源かん養機能等の森林の有する公益機能を持続的かつ高度に発揮させる観点から、今後の新規契約については契約内容・施業方法を見直し、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業内容に限定した契約とする。なお、平成21年度までの間は、新たなモデルの検証期間とし、その契約状況等について検証を行い、本格的な導入への対応を進める。また、既契約分については、長伐期化、複層林化などの施業方法の見直し等により、公益的機能の高度発揮を図る。」こととしている。	○	平成22年3月
	○具体的には、事業効果に関する知見の蓄積を図りつつ、その結果を踏まえ、費用便益分析を含む評価手法について見直しを検討するほか、今後の新規契約については、公益的機能を高度に発揮させる観点から、事業のリモデルを行い、契約内容・施業方法を抜本的に見直すこととし、設立が予定されている国有林野事業の一部を移管する独立行政法人へ本事業が継承されるまでの間に、検証を行いつつ、その検証結果に基づき、同独立行政法人においてその本格的な導入を行う等の措置を講じる。			
	【特定中山間保全整備事業】 ○現在実施中の区域の事業完了をもって廃止する。	森林総合研究所中期目標に「実施中の区域の事業完了をもって廃止する。」こととしている。	○	平成25年度
	【農用地総合整備事業】 ○現在実施中の区域の事業完了をもって廃止する。	森林総合研究所中期目標に「実施中の区域の事業完了をもって廃止する。」こととしている。	○	平成24年度
【海外農業開発事業】 ○独立行政法人国際農林水産業研究センターにおいて、現在実施中の事業終了により、開発途上にある海外の地域における農業に関する試験・研究等の業務の中に再編・統合する。	独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行により、業務は国際農林水産業研究センターに承継された。	◎	平成20年4月	

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

農林水産省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
緑資源機構	組織の見直し 【法人形態の見直し】 ○平成19年度限りで法人を廃止する。	独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行により、平成19年度限りで法人を解散した。	◎	平成20年4月
	【組織体制の整備】 ○経過措置期間に限り森林総合研究所に承継する地方事務所については、各事業の廃止時のスケジュールに合わせ、必要最小限の実施体制へ再編する。	各事業の廃止時のスケジュールに合わせ、平成19年度末に8地方建設部を全て廃止するなど、必要最小限の実施体制へ再編することとしており、今後も森林総合研究所中期目標のとおり「機構から承継した地方事務所については、各事業の終了時に合わせ、速やかに事務所を廃止するとともに、事業の進展、事業の内容等に応じた業務実施体制に整備する。」こととしている。	○	平成25年度